

令和2年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団伝票番号

代表者	経理責任者	支出年月日	区分
		令和2年 4月23日	事務費
支払先			支払金額
富士ゼロックス北海道株式会社			¥4,823
摘要 (品名)	数量	単価	金額
カウンター料金代(4月分)	1	4,823	4,823

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

お問い合わせ窓口

副長 梶本 ~~一郎~~ 松宮健治 様

2- 4-23

*4,823 SMBC カーロワズ



・小切手等の証券類によるご入金
摘要欄にお引き出しのできる予定日を表示いたします。
お支払可能時刻は小切手等の種類によって異なりますので
詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

・取引店以外でお取引いただいたときは、
取扱店番号に、取扱店番号を3桁の数字で
表示いたします。

注文請求書



発注者(甲)

公明党函館市議団 御中

添付の契約条項にもとづき以下のとおり注文をお請けします。

注文番号 [REDACTED]

発行日 平成 30 年 7 月 27 日

受注者(乙)

所在地

社名

役職名

氏名

札幌市中央区大通西6丁目1番地
富士ゼロックス北海道株式会社
第二営業統括部長 作田晴男

(以下の金額には、消費税および地方消費税相当額を含みません。)

記載項目

契約対象商品／契約種類／契約期間等

契約種類：トータルサービス契約

契約条件書番号：JTTA001B

対象商品：DocuCentre-VI C2271 PFS

機械番号：184701

契約期間：平成30年7月27日から平成35年7月26日まで

開始メーターカウント：

メーター1 11 メーター2 0 メーター3 7
メーター4 メーター5 メーター6

設置調整完了日（新規購入の場合）：平成30年7月27日

初回締切日：請求サイクルに応じ契約開始日から最初に到来する料金計算の締切日とします。

料金計算の締切日：20日締

支払日：料金計算締切後翌月末日支払

請求サイクル：1ヶ月

ミスコピー控除方法：

乙は、「テスト控除後コピー／プリント数」に、黒モード、カラー モード各々に1%を乗じた枚数を不良コピー／プリントとみなし、各モードのコピー／プリント数から差し引きます（小数点以下切り上げ）。

料金項目等	数量	単価（円）	料金（円）
トータルサービス料金（1台につき）			
コピー／プリント料金（1コピー／プリントにつき）			
黒モード（メーター1）	1カウントにつき	3.00	
フルカラー モード（メーター3）	1カウントにつき	20.00	
最低コピー／プリント料金（1台につき）			1,500(月額)

設置先等

*設置先事業所：

**所在地：北海道函館市東雲町4-13

**事業所名：公明党函館市議団

**部課名：

*EP適用：(する)しない

*FAX番号：_____

以下余白

契約条件書番号 : JTAA001B トータルサービス契約 契約条項

- 第1条 本契約条項は、表記記載の契約対象商品(以下、商品といいます)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の表記記載の契約(以下、本契約といいます)に適用されます。
- 第2条 トータルサービスとは、乙が甲に乙のサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と総称する)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ)を供給、交換することをいいます。
- 第3条 甲は商品の設置場所を変更する場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、印は移動、設置調整等設置場所の変更に要する費用を乙に支払います。
- 第4条 表記記載の契約期間満了の2ヶ月前までに甲がいずれかとも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし、甲は、当該方式から選択します。
(1)乙所定の有料オーバーホールを実施した上本契約を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。
(2)乙所定の再契約料金により3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
(3)スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式とする。
- 第5条 2. 前項にかかわらず、感光体、消耗品等、部品の製造中止にともない供給が困難になる場合、乙は2ヶ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。
甲は、毎締切日のメーター カウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー、プリント数および表記記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。
(1)甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター連絡票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法
(2)甲の承諾にもとづき、乙が毎締切日のメーター カウントを遠隔自動検針する方法
2. コピー、プリント数の算出は、表記記載の料金項目等に記載のメーターを使用して算出します。各メーターの適用については、別途乙所定の背面によります。
3. トータルサービス料金は、表記記載のトータルサービス料金項目等に記載の各メーター料金の合計額とします。
4. 乙の技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のため使用したコピー、プリントは、その数を各モードのコピー、プリント数から差し引きます(差し引き後の5. 不良コピー/プリントが発生した場合は、表記記載のミスコピー/控除方法の記載に従い取り扱います。
6. 用紙サイズによりコピー、プリントのカウントアップは、乙が別途定める条件に従い、複数になる場合があります。
7. 両面コピー/プリントをした場合、表面コピー、プリント、裏面コピー、プリントそれぞれを1コピー、プリントとしてカウントします。
8. 表記記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービス料金が最低コピー、プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー、プリント料金を乙に支払います。
9. 契約開始または終了時ににおいて、商品の使用期間は表記記載の「請求サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。
(1)「請求サイクル」が1ヶ月の場合、最低コピー、プリント料金を適用せず、使用コピー、プリント数に相当する額とします。
(2)「請求サイクル」が複数月の場合、最低コピー、プリント料金を適用せず、使用コピー、プリント数をもとに経過月数(端数切上げ)に応じて計算します。
(3)表記にトータルサービス料金算額がある場合、当該算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。
10. 料金の計算にあたり、円未満の端数は切捨てます。
- 第6条 1. 乙は、トータルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は表記記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金(銀行振込を含む)で支払います。
2. 甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
- 第7条 乙は商品が故障した場合、甲からの要請にもとづき技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、乙がトータルサービスを甲に提供する時間帯は、この営業日における乙所定の営業時間内とします。
- 第8条 2. 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100m以上離れている場所において保守を提供する場合、甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金等を乙に支払います。
3. 乙の技術者が障害原因を調査した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。
4. 乙が要請した場合、甲は申の費用と責任において、商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で搭載するコンピューターフ로그ラム、データの障害等を調査します。
5. 次のいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。
(1)商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整
(2)誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他の取扱い上の不注意に起因する故障の修理・調整
(3)商品以外の機械装置またはコンピューター・プログラム・コンピューター・ウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整
(4)乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整
(5)火災、風水害、地震等の天災地変およびその他の不可抗力に起因する故障の修理・調整
(6)乙の指定する仕様規格以外のバージョンまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整
(7)甲が強自に設定した使用環境への復旧その他の納入時と異なる状態への復旧
(8)高所作業、重量物の移動を伴う作業その他の危険作業
6. 前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応处置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体1本および適当数量の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体およびペロッパーについて、画面質維持のため乙が必要と認めた場合に乙が交換します。
7. 乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。
- 第9条 2. 甲が乙に供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に適用できません。
- 第10条 1. 商品の使用にあたり、甲は商品の取扱説明書等に記載する仕様に適合した用紙を使用します。
2. 甲が乙に供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に適用できません。
- 第11条 1. 甲が乙の事前の書面によつて乙に書面を得ずて本契約によつて生じる権利または義務を第三者に譲渡または貸貸した場合、本契約は終了します。
- 第12条 2. 乙は1ヶ月までの(ただし、甲が不利となる場合は事前の)書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます。
- 第13条 3. 甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヶ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によつて乙に通知することにより料金改定の前日をもつて解約できます。
- 第14条 4. 甲または乙が次の方々のいずれかに該当した場合、債務の期限の利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。
(1)本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき
(2)差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他のこれらに類する手続の申立または公租公課の滞納
- 第15条 5. 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告をせず、直ちに本契約を解除できます。
6. 乙が前条第2項にもとづき本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができます。
- 第16条 7. 乙は、火災、水害、地震、トライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。
- 第17条 8. 木契約が終了した場合、甲は乙に感光体および消耗品等を直ちに返却し、かつ残債務の全額を即時支払います。
- 第18条 9. 甲乙は、表記記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認します。
- 第19条 10. 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかつたこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名譽・信用を毀損もししくは業務の妨害を行ひまたは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または從職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
2. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させるよう努力するものとします。
3. 甲および乙は、前2項に対する違反を見出した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
4. 甲および乙は、相手方が前3項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
5. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
- 第21条 6. 本契約に關する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
- 第22条 7. 本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上

EP(Electronic Partnership)の利用に関する追加条項

甲と乙は、乙が甲に提供するEP(Electronic Partnership)の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条 (EPの利用に関する同意)

甲および乙は、対象機械（以下「機械」といいます。）において本追加条項に定める条件でEP(Electronic Partnership)を利用することに同意します。

第2条 (定義)

- 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
- 「EP-BB」とは、甲のインターネット（プロキシサーバ等を含む）を経由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP-DX」とは、FAX回線を使用して「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP通信装置」とは、「EP-BB」または「EP-DX」機能を持たない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙製の通信装置（「EPnet-BOX」、「3Gnet-BOX」）の総称とします。

第3条 (EPの利用目的・乙が取得する情報項目)

- 乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデーターに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後に利用する場合があります。
- 乙は、当該情報を下表に記載の目的以外の目的で使用、開示しません。
- 乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の取得情報のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が情報項目の一部を取得できない場合があることを承諾します。

EPの種類	利用目的	取得情報
「EP-DX」	(1)「機械」のメーターカウントの遠隔自動検針 (2)上記メーターカウントにもとづく料金の請求 (3)「機械」のリモート保守 (4)消耗品の配送 (5)「機械」の品質改善 (6)乙から甲に対する各種提案	・「機械」の各種メーターカウント値 ・「機械」の使用消耗品交換などの情報 ・故障自動監視 ・「機械」に登録されたFAX自局ID(EP-DXのみ)
「EPnet-BOX」「3Gnet-BOX」		・「機械」の各種メーターカウント値 ・使用消耗品交換、補給等の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のための「機械」の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「機械」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報
EP-BB		

第4条 (EP通信装置の貸与)

乙は、「EP-DX」機能を持たない「機械」については、「EP通信装置」等の機材を甲に無償で貸与します。「EP通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第5条 (EP利用時の費用負担)

- 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
 - 公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
 - 設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
- 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
- 甲は、「EP通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第6条 (EP利用時の注意点)

甲は、下記の「EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願い」に記載された内容を理解し、承諾したことを確認します。

第7条 (EPの利用中止)

- 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
- 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP通信装置」一式を乙に返却します。

EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願い

1. 「EPnet-BOX type W2」および「3Gnet-BOX」ご使用にあたっての制限事項

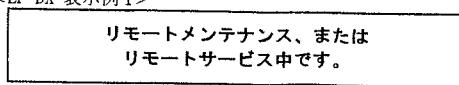
「EPnet-BOX type W2」および「3Gnet-BOX」（以下、「本機械」といいます）は無線通信機能を有しますので、ご使用いただく場合、一般の携帯電話と同様の制限事項があります。

- 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器を装着されている場合は、「本機械」または「本機械」の無線装置部分から22cm以上離れて携行および使用してください。電波により埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器の動作に影響を与える場合があります。
- 航空機内や病院など、使用を禁止された区域では、「本機械」の設置および使用は許されません。電子機器や医用電気機器に影響を及ぼす場合があります。医療機関における使用については各医療機関の指示に従ってください。また、航空機内などの使用を禁止されている場所で「本機械」を使用した場合、法令により罰せられる場合があります。
- 医療機関の屋内では次のことを守って使用してください。
 - 手術室、集中治療室（ICU）、冠状動脈疾患監視病室（CCU）には「本機械」を持ち込まないでください。
 - 病棟内では、「本機械」を使用しないでください。
 - ロビーなどであっても、付近に医用電気機器がある場合は、「本機械」を使用しないでください。
 - 医療機関が個々に使用禁止、持ち込み禁止などの場所を定めている場合は、その医療機関の指示に従ってください。
- 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器以外の医用電気機器を「本機械」の近傍で使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。電波により医用電気機器などの動作に影響を与える場合があります。

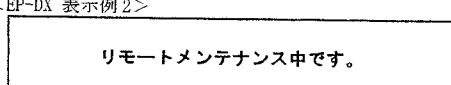
2. 「EP-DX」ご使用にあたってのお願い事項

「EP-DX」を装着した機械と弊社システムがデータ通信している間、機械の操作画面に、次の案内が表示される場合があります。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了しますと、操作画面の案内表示が消えます。データ通信は通常5分程度で完了いたしますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことをご確認の上、機械をご利用くださいようお願い申し上げます。

<EP-DX 表示例1>



<EP-DX 表示例2>



以上

参考様式第1号

令和2年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団

伝票番号 2

代表者	経理責任者	支出年月日	区分
		令和 2年 4月27日	事務費
支払先			支払金額
日立キャピタルNBL株式会社			¥16,524
摘要 (品名)	数量	単価	金額
ゼロックス複写機リース料(4月分)	1	16,524	16,524

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

領收証

領收証 No. 20200512-00226
2020年05月12日 発行

お客様名 公明党函館市議団 領中
お問合せ番号 [REDACTED]
ご契約者名 公明党函館市議団

領 取 金 額	領 取 日
1 6 5 2 4 円	2020年04月27日

金融機関名 支店名 口座名	振替（又はお振込）金融機関名
[REDACTED]	[REDACTED] リサイクルハコダテシオダントヨウザム

※お支様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

No	ご契約年月	ご契約番号	代表物件	当回事数	残回事数	税率	領收金額(税込)円	領收金額(税抜)円	消費税等額
1	2018年08月	[REDACTED]	複合機（カラード）	21	39	8%	16524	15300	1224
2									
3									
4									
5									
6									
		合計		1	件				
							16524	15300	1224
						5%対象計	0	0	0
						8%対象計	16524	15300	1224
						10%対象計	0	0	0

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙脱申告納付に付き承認済
税務署署

令和2年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団

伝票番号 3

代表者	経理責任者	支出年月日	区分
		令和2年 5月25日	事務費
支払先			支払金額
富士ゼロックス北海道株式会社			¥6,484
摘要 (品名)	数量	単価	金額
カウンター料金代(5月分)	1	6,484	6,484

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

支拂行の通帳
用紙一式
松宮健治 様

2- 5-25

*6,484 SMBC 7"口77ス



・小切手等の証券類によるご入金
摘要欄にお引き出しのできる予定日を表示いたします。
お支払可能時刻は小切手等の種類によって異なりますので
詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

・取引店以外でお取引いただいたときには、
取扱店欄に、取扱店番号を3桁の数字で
表示いたします。

参考様式第1号

令和2年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団

伝票番号 4

代表者	経理責任者	支出年月日	区分
		令和 2年 5月27日	事務費
支払先			支払金額
日立キャピタルNBL株式会社			¥16,524
摘要 (品名)	数量	単価	金額
ゼロックス複写機リース料(5月分)	1	16,524	16,524

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 公明党函館市議団 御中

お問合せ番号 [REDACTED]

ご契約者名 公明党函館市議団

領收証

領收証 No.20200605-00223
2020年06月05日 発行

日立キャピタルNBL株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

領收金額	領收日
1 6 5 2 4 円	2020年05月27日

金融機関名	振替（又はお振込）金融機関
支店番号	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED] コメイウハユダデキタシタヨカモキ オム

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しております。

No	契約年月	ご契約番号	代表物件	当回事数	残回事数	税率	領收金額(税込)円	領收金額(税抜)円	消費税等額
1	2018年08月	[REDACTED]	複合機（カラー）	22	38	8%	1 652 4	1 530 0	122 4
2									
3									
4									
5									
6									
	合計	1	件				1 652 4	1 530 0	122 4
				5%対象計	0		0	0	0
				8%対象計	1 652 4		1 530 0	1 22 4	
				10%対象計	0		0	0	

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。
※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納付に付き芝認済
税務署承認

令和2年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団

伝票番号 5

代表者	経理責任者	支出年月日	区分
		令和2年 6月23日	事務費
支払先			支払金額
富士ゼロックス北海道株式会社			¥10,079
摘要 (品名)	数量	単価	金額
カウンター料金代(6月分)	1	10,079	10,079

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

松宮健治 様



・小切手等の証券類によるご入金
摘要欄にお引き出しのできる予定日を表示いたします。
お支払可能時刻は小切手等の種類によって異なりますので
詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

・取引店以外でお取引いただいたときには、
取扱店欄に、取扱店番号を3桁の数字で
表示いたします。

参考様式第1号

令和2年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団伝票番号 6

代表者	経理責任者	支出年月日	区分
		令和 2年 6月29日	事務費
支払先			支払金額
日立キャピタルNBL株式会社			¥16,524
摘要 (品名)	数量	単価	金額
ゼロックス複写機リース料(6月分)	1	16,524	16,524

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領取いたしました。

お客様名 公明党函館市議団 御中

お問合せ番号 [REDACTED]

ご契約者名 公明党函館市議団

領収証

領收証 No.20200708-00232
2020年07月08日 発行

日立キャピタルNBL株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

No	ご契約年月	ご契約番号	代表物件	領收日
1	2018年08月	[REDACTED]	複合機（カラー）	2020年06月29日
2				
3				
4				
5				
6				
合計		1 件		

金融機関名 支店番号	振替（又はお振込）金額
[REDACTED] 00メイカコタテナシダンダントウカオサム	[REDACTED]

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

No	ご契約年月	ご契約番号	代表物件	当回事数	残回事数	税率	領收金額(税込)円	領收金額(税抜)円	消費税等額
1	2018年08月	[REDACTED]	複合機（カラー）	23	37	8%	1 6524	1 5300	1224
2									
3									
4									
5									
6									
合計		1 件					1 6524	1 5300	1224
5%対象計							0	0	0
8%対象計							1 6524	1 5300	1224
10%対象計							0	0	0

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納付につき承認済
税務署